

補助金交付の申請から補助金を受け取るまでの流れ

: 申請者の手続き : 県等の手続き

申請者（建築主の方）は、
工事請負契約締結・建築確認後、
**土台着手の15日前までに、
補助金交付申請書を**
栃木県木材業協同組合連合会(以下「木協連」)
に**提出**してください。

平成30年4月1日から6月30日
までに土台着手するものが対象です。
申請日の特例があります。詳しくは
県ホームページをご覧くださいか、
栃木県林業木材産業課にお問い合わせ
ください。

■申請書類

- ・補助金交付申請書
- ・木拾い表（計画）※住宅に使用する全ての木材
- ・案内図、配置図、各階平面図：A3版に縮小コピー
（建築確認申請に提出したもの）
- ・建築確認済証の写し
- ・建築確認申請書の控えの写し（第一面～第五面）
- ・工事請負契約書の写し
- ・施工者の建設業許可通知書の写し
- ・県税事務所の全税目の納税証明書
- ・市町の個人住民税の納税証明書
- ・債権者登録申出書 ※口座情報は誤りのないようご注意ください。

木協連が確認、栃木県（林業木材産業課）が審査し、
申請者あて**交付決定通知書**を郵送します。

**交付決定後、
土台着手が可能となります。**

上棟後、すみやかに上棟報告書を木協連に
提出してください。
※上棟予定日45日以内に上棟報告書が提出されない場合、
特段の理由がなければ交付決定を取り消すものとします。

木協連が**現地確認**に伺います。
※検査の立会い等、御協力を御願います。

**事業が完了(造作材の施工完了)後、
すみやかに実績報告書を**
木協連に**提出**してください。
提出期限：平成31年3月12日（火）

■実績報告書類

- ・実績報告書
 - ・木拾い表（実績）
 - ・県産出材証明書、合法木材証明書の写し
 - ・写真（全景及び下地材や造作材を施工した主な場所）
- ※事業実績の変更による増額は行いません。

木協連が確認、栃木県（林業木材産業課）が検査し、**検査結果の通知**を申請者あて郵送します。

検査結果の通知に同封した**補助金概算払請求書**を提出してください。

補助金を申請者の口座に振り込みます！